

平成26年度 第2回昭島市障害者自立支援推進協議会

議 事 要 旨

1 開催日時

平成26年10月14日(月) 午後6時30分～午後8時30分

2 開催場所

昭島市役所3階庁議室

3 出席者(協議会委員11名)

(委員)

長瀬委員(会長)、島田委員(副会長)、菅原委員、竹口委員、石塚委員、石井委員、山本委員、渡辺委員、相沢委員、深井委員、野島委員

(欠席)

長谷川委員

(事務局)

佐藤保健福祉部長、榎本障害福祉課長、山崎障害福祉課障害福祉係長、岩田障害福祉課主事

4 議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針について

(2) 第4期昭島市障害福祉計画について

3 閉 会

5 説明資料

資料1 昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について

資料2 第4期昭島市障害福祉計画の策定について

1 開会（省略）

2 議題（要旨）

（1）昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針について

事務局から資料1に基づき説明

相沢委員 市役所内部で障害者ができる仕事を集約し、一般雇用近づけることが必要だと思うが、チャレンジ雇用などを活用して一般雇用につなげられたら良いと思う。

事務局 東京都などが実施しているチャレンジ雇用については、今後の課題と認識しており、第4期計画の中でも検討していきたいと考えている。引き続き、障害福祉課が各所管課や事業者との橋渡しの役目を果たせるよう対応していきたいと考えている。

渡辺委員 市の各部署で障害者ができるような仕事を出し合い、各施設にどのように依頼するかなど、具体的な計画はあるか。

事務局 市は、障害者施設等に対する保護的施策として仕事を発注するのではなく、市が普段発注している仕事を障害者施設等にも受注していただくのが基本となっている。現在、具体的な計画はないが、道路の植樹帯等の除草業務について、市内の就労継続支援B型事業所と来年度からの受注に向けて調整している例もあり、発注者側と受注者側の仕事内容のマッチングについても受注者側と模索しながら、どのような仕組みができるか検討していきたいと考えている。

石塚委員 障害者の方の仕事への意欲を高めるなど、スキルアップすることが大切かと思うが、現状、実習先を見つけるのが困難となっている。市が仕事を委託している業者に実習先として斡旋するなど、実習先をオープンにする必要があると思う。また、第2ステップとしてその実習先で雇用してもらえようような機会の創出も併せて考えられると良いと思うが。

事務局 現段階では、実習まで業者に依頼するのは困難性があると考えている。市の仕事を発注する際、入札参加条件を障害者の法定雇用率を順守している業者とするなど、障害者の雇用を広げる方法はあるかと思う。

島田副会長 入札の参加条件に、障害者の法定雇用率を追加することは、良い方向だと思う。

（2）第4期昭島市障害福祉計画について

事務局から資料2-1（第1章～第4章）に基づき説明

渡辺委員 36頁の第4章にある「インクルーシブ」や「ノーマライゼーション」といった言葉は、一般的には難しいと思われるため、説明等を入れてはどうか。また、障害者権利条約が批准されたことや障害者差別解消法が制定されたことを受けてこの計画を策定する旨を加えてはいかかが。

事務局 分かりづらいたと考えられる言葉については、用語解説や注釈等を付けることを考えている。また、障害者権利条約批准の関係や障害者差別解消法の記載については、計画全体に溶け込んだ形できり込んでおり、文章の記述や表現については検討する。

- 島田副会長** 36頁の基本理念の2「地域における自立生活の実現」とあるが、読み方によっては、自立して生活という言葉が一般就労という意味に取られるかもしれないが、いかがか。
- 事務局** 文章の表現については、検討する。
- 石塚委員** 37頁の基本的視点の4の文章に「母子保健・保育・教育等の関係機関と連携を図るなかで」とあるが、関係機関の中に「子育て支援」も入れていただきたいと思う。また、「要配慮状態」という言葉の定義が分かりにくく、言葉の表現としても適切かどうか気になるため、検討いただきたいと思う。
- 事務局** 「子育て支援」については、子ども家庭部が現在策定している「児童発達支援計画」との整合性を図るなかで検討させていただく。また、「要配慮状態」とは、「要支援状態」や「要保護状態」の両方を含む言葉として使用しており、よりふさわしい表現について検討する。
- 野島委員** 37頁の基本的視点の4で「ライフステージを通じ、効果的で切れ目のない、一貫した支援を提供する」とあるが、とても大切なことかと思う。母子の支援だけでなく、親の支援、いわゆる子育て支援、一貫した支援体制が必要だと思う。
- 山本委員** 「要配慮状態」や「自立」などの言葉の表現について、どの言葉をどのように注釈すればよいか、再度、整理した方が良いのではないか。また、母子保健というより、家族支援という使い方もするし、児童発達支援では家族支援について必ず出てくるので、家族支援の記載が必要だと思う。
- 事務局** 文章表現や注釈については、「児童発達支援計画」等との整合性を図るなかで検討する。また、37頁の視点4で「母子保健・保育・教育等の関係機関と連携を図るなかで」とは、それぞれ、市の母子保健事業・乳幼児健診・乳幼児発達健診、保育園や幼稚園の巡回相談、特別支援学校の教育などを意図して記載している。
- 渡辺委員** 37頁の基本的視点の3で「福祉・教育・就労など、様々な課題に対応した」とあるが、医療との連携も記載してはどうか。
- 事務局** 医療については、基本的視点の3の前段の「行政や関係機関、地域住民などの地域主体が相互に」という部分で、関係機関に含めて記載しているが、文章の表現を簡潔にし、羅列にならないよう検討する。
- 石塚委員** 障害を持った人が地域生活の中で安心して医療が受けられるということは重要なことかと思うため、計画のなかに「医療」という言葉を盛り込んでいただきたい。
- 事務局** 検討する。

事務局から資料2-2、資料2-3（第5章）に基づき説明

- 相沢委員** 2頁の「障害者雇用促進法の改正」については、3段階施行なので、再度確認していただきたい。また、障害者権利条約の批准や障害者雇用促進法については、もう少し内容を色濃くしても良いかと思うが。
- 具体的な事業の内容については、間口を広げすぎない印象があるため、市の主幹事業と関係機関との連携事業を明確に分け、行政が何をやるのか分かるように肉付けした方が良いと思う。事業の評価については、目標と現状のギャップが課題であり、そのギャップをどのように解決していくのが、PDCAサイクルの基本だと思うため、事業の精査の部分と評価基準を明確にしておく必要があると思う。

山本委員	権利擁護について、市には合理的配慮義務があると思うので、69頁の権利擁護の部分に盛り込んで欲しいと思うが。
事務局	69頁は事業について記載しており、記載するとすれば66頁の「現状と課題」や「施策の方向」の部分かと思う。なお、66頁の障害者差別解消法の部分で、「合理的配慮不提供の禁止」について触れており、記載方法等について検討する。
相沢委員	条約や法改正等の部分について、冒頭の主旨と背景の部分で、もう少しボリュームを持たせて羅列し、障害者権利条約の批准のもとに各法律がどのような位置付けで改正されたかなど流れを整理してみたいはどうか。
事務局	法整備の流れ等の記載について、検討する。
渡辺委員	事業の評価について、利用者の使いやすさなどを含めた評価がされると良いと思う。市の中だけでなく、利用者や事業所と一緒に評価・検討していくことも今後は必要かと思う。
事務局	評価の手法については、事業形態によりいろいろあるかと思う。評価の仕組みについては、今後の課題と認識しており、進め方について検討していく。
野島委員	49頁、50頁に「障害の予防と早期発見」、「早期発見・早期治療」という言葉があるが、「障害の予防や治療」という言葉には違和感を感じている。
事務局	言葉の表現については、検討する。
山本委員	子どもの発達相談についての記載はあるが、成人の発達相談についてはどうなっているか。成人の発達相談について事業はなくても、「現状と課題」の部分で触れておく必要があると思うが。24時間の相談体制が重要だと思うが。
事務局	市では新たな施設等の整備には困難性があると考えており、都の事業への橋渡しをすることなどが中心になると考えている。
渡辺委員	資料2-3の事業のうち、第4期計画には未掲載となる事業の中にも重要な事業もあるのではないかと。具体的には、18番の「相談業務間の連携強化」、19番の「職員研修の充実」、53番の「市職員に対する手話研修の実施」の3事業についていかがか。
事務局	18番「相談業務間の連携強化」については、関連部署の連携は必須のもので、事業として位置付けるものではないということで未掲載とした。また、19番の「職員研修の充実」については、人事異動等の際、各種研修には参加し、職員としてのスキルアップに努めており、事業として位置付けるものではないということで未掲載とした。53番の「手話研修の実施」については、各窓口で専門性の高い手話のできる職員を配置することは現実的に困難性があるため、未掲載とした。
相沢委員	手話について外部の講師を招くなど、研修を行ってはどうか。
事務局	これまでに外部の講師を招いたり、市の職員でサークルなど作り学んだこともあったが、現状としてはなかなか習得につなげることが難しい状況となっている。
深井委員	46番の「人権擁護意識の普及啓発」については、なぜ、未掲載か。
事務局	46番の「人権擁護意識の普及啓発」については、障害者に限定したものではなく、広い範囲を対象としているため、未掲載としたが、再度、検討させていただく。

(3) その他

事務局
長瀬会長

次回の第3回の協議会は、11月27日（木）に予定している。
以上で、第2回昭島市障害者自立支援推進協議会を閉会いたします。
ありがとうございました。